

第4回 四條畷市バリアフリー基本構想協議会
議事録

1 日時:令和5年8月18日(金)
午前10時00分～午前11時30分

2 場所:市役所東別館2階 201会議室

3 出席者:(委員) 田中会長 小寺副会長 北村委員 宮本委員
柳川委員 勝島委員 阿瀬田委員 守屋委員
濱野委員 秀坂委員 野村委員
木邨委員 阪上委員

(市側) 足立都市整備部次長兼都市政策課長
三宅事務職員 宅間事務職員
蒔苗事務職員 永野事務職員

(傍聴) 0名

(事務局) 都市政策課

欠席者:2名

4 協議事項:1. 特定事業(移動円滑化基準等に係る事業)及び特定事業以外の
事業(その他の事業・短期)の進捗状況
2. その他

午前 10 時 00 分開会

事務局 <開会の挨拶>
<委員の出席状況確認>

次 長 <挨拶>
事務局 <会議資料の確認>

田中会長 それでは、早速ですが、議題1の「バリアフリー基本構想特定事業及びその他の事業(短期)の進捗状況」についてです。進め方ですが、特定事業の概要を事務局より説明した後、建築物特定事業、都市公園特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業、その他事業の順に各事業者から説明をいただきたいと思えます。それでは、最初に事務局より説明をお願いします。

事務局 都市政策課の宅間です。着座にて失礼いたします。パワーポイントにて説明させていただきますが、お手元の資料も同じものになりますので文字等見えにくい場合におきましては紙資料の方で確認いただければと思えます。それでは特定事業についての概要を説明いたします。

3 ページをご覧ください。バリアフリー法では「移動円滑化のために実施すべき特定事業、その他の事業」を基本構想に定めることができます。

特定事業となる事業は表1にある上から7つのもの、その7つ以外のものをその他の事業として基本構想に記載しております。なお、本市では路外駐車場特定事業に該当するものではありません。7つの事業で道路特定事業の一例を挙げてみますと、道路の歩道整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置は特定事業となりますが、バリカーなどの支障物の撤去はその他の事業として取り扱うこととなります。特定事業として基本構想に記載した場合、施設設置管理者には特定事業計画の作成と、これに基づく事業の実施が義務付けされます。

現在基本構想に記載されている特定事業及びその他の事業の数は表2に記載しているとおり、特定事業が全体で47事業、その他の事業が全体で44事業となり、各施設管理者様によって事業の検討や管理を進めているところでございまして、今回は事業計画書の作成をいただいた状況であります。

この後、各事業者様より事業計画書の内容についてご報告いただく予定でございしますので、よろしくをお願いします。

特定事業についての事務局からのご説明は以上となります。

田中会長 ありがとうございます。ただいまの概要説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。

田中会長 ないようですので、次に建築物特定事業に移りたいと思います。資料の4ページ・10ページ・15～18ページ・40、41ページに、特定事業ごとに事業一覧を入れていますので、一覧順に説明をお願いします。それでは、四條畷市福祉政策課 阪上委員から説明をお願いします。

阪上委員 4 ページをご覧ください。

 特定事業として指定されております施設は計 5 施設ありまして、当課では福祉コミュニティーセンターが対応いたします。

 次の 5 ページをご覧ください。

 整備内容は、トイレへの動線の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設と、エレベーターの設置となっております。

 現状としましては、誘導用ブロックの敷設については、正面入口前等廊下の一部は設置しておりますが、トイレまでの動線は未施工となっております。またエレベーターの設置についても未施行となって、視覚障がい者誘導用ブロックの施設の施工時期については、現在のところ未定ですが、計画期間内の完了をめざし、検討して参り、進めて参ります。

 エレベーターの設置については、公共施設再編等再編の観点もあり、施設の整備方針との関係もあるため、施行時期については現在のところ未定となっております。

 補足ですが、左下の②概要及び課題について、当該施設が抱える課題の一番下の行で、下の 2 行ですが、施設の老朽化に伴い階段下などの壁が落ちてくるや自動ドアの不調この件については昨年度までに対応して、解消されております。

田中会長 ありがとうございます。次に事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の建築物の特定事業につきまして、事務局のほうから、ご説明させていただきます。今回整備内容が重複している施設が複数あることから、市役所の東別館のみを説明させていただきます。

 9 ページをご覧ください。

 こちらの整備内容は、『エレベーター等への視覚障がい者誘導用ブロックの敷設』となっております。現状としまして、正面入り口から障が

い福祉課までの動線は設置していますが、エレベーター前の動線については未施工となっております。施工時期については現在のところ未定ですが、計画期間内となる 2026 年度までの施工完了をめざし、検討を進めてまいります。

また、そのほかの施設についても整備状況は一緒のため、事務局として施設管理者である所管課と協議しながら推進していくように努めてまいります。

建築物特定事業の説明は以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。ただいまの建築物特定事業の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。

田中会長 ないようですので、次に都市公園特定事業について、四條畷市建設管理課木邨委員から説明をお願いします。

木邨委員 都市公園特定事業についてご説明いたします。
蜻蛉池公園の整備内容につきましてはページ 11 ページになります。蜻蛉池公園の整備内容につきましては、通行障害物の撤去、また バリアフリースイールの整備、スロープの設置となります。

続きまして、川崎池公園がページ 13 ページになります。こちらにつきましても、整備内容につきましてはバリアフリースイールの整備です。こちらの川崎池公園につきましては現在大阪府の流域下水道事業によりまして、当該公園を事業用地として貸し出していますので、公園は利用できない状況となっております。この事業が完了する令和 6 年から 7 年度の間、公園の施設等全面復旧に合わせて、現在あるトイレをバリアフリースイールに改修する予定となっております。

都市公園につきましては以上になります。

田中会長 ありがとうございました。ただいまの都市公園特定事業の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。

田中会長 通行障害物の車止めというのは、この車止めを障害物にならないものに交換されるということでしょうか。

木邨委員 バリアフリー対応ということで通行障害物を撤去するという形で考えております。

田中会長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。そうしましたら次に道路特定事業について、大阪府枚方土木事務所 柳川委員から説明をお願いします。

柳川委員 国道旧 170 号、それと四條畷停車場線に関しまして、それぞれ 2 項計 4 項目の事業の説明をさせていただきます。

資料の 19 ページですが、国道旧 170 号の位置図を示しております、ちょうど畷生会病院の前を通る路線で、ここに視覚障がい者誘導用ブロックの設置ということで警察と協議をしているところです。ただし、畷生会病院の前は府道なのですが、それにアクセスします忍ヶ丘砂線及び蔀屋清滝線は市道で、これから整備が進められるところですので、事業効果を高めるため四條畷市と協議を進めながら、早期事業着手できるように進めていきたいと思っております。

二つ目は次の 20 ページになります。

これも同じく府道と書いておりますが、国道旧 170 号です。状況は下の写真見ていただいておりますが、歩道が設置されていない道路で、路線バスも非常に狭隘なところを通っております。歩行者の空間が確保できないということで、これにつきましては歩道整備を現在進めているところです。右の方に整備方針を記しておりますが、用地取得が必要になってきており、特に地域の事情をよくご存知の四條畷市に用地買収及び交渉協議等を委託という形でご協力いただきながら進めてまいります。

今年度につきましては、物件調査、物件補償及び或いは用地交渉に入っていくことになっておりまして、いよいよこれから用地買収が進められます。将来的には延長 360 メートルに関して、5 メートルから約 9.5 メートルの歩道がついた道路になるような計画となっております。全体整備計画では、令和 10 年の完成をめざしており、今後、用地買収の進捗の状況にもよりますが、進めて参りたいと考えております。

次の 21 ページは、四條畷停車場線です。左側の図面の緑色の線が、新しくできた国道 170 号で、これに並行して走る南北を通る道路となっております。ここも四條畷駅の方にアクセスするというもので、非常に重要性の高いところではありますが、旧の道路形態がそのまま残っている状況でも、下の現況写真を見ての通り、歩道が設置されておりません。歩行者空間の確保を行うにも、十分な確保はできておらず、これについても抜本的に用地取得を図りながら歩道設置ということを考えていかない

となりません。しかし、今現在、四條畷市と一緒にやっている国道旧 170 号の歩道整備が概ね 10 年規模の事業になっており、ここに着手するには、同様に大阪府の中での事業に位置付けていくということが必要となり、整備に実現に向けては、そのような協議を今後、四條畷市と一緒に進めていかなければなりません。

次のページの 1 番、2 番についても同じです。歩道整備の内容ですので、いずれについても用地買収等を踏まえた上での道路整備となりますので、今後、四條畷市と一緒に検討していきたいと考えております。

田中会長 ありがとうございます。次に四條畷市建設管理課 木邨委員から説明をお願いします。

木邨委員 特定事業として指定されております市道が15路線、市道以外2箇所があります。主な整備内容としましては、

- ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設
- ・歩道の改良（平坦性の確保・段差解消）
- ・歩道幅員の確保
- ・歩道の整備（歩道がない箇所に歩道を新設）

の4項目となります。

路線数が多く整備内容が重複しているので、代表的な3路線をピックアップしてご説明いたします。

23ページをご覧ください。

路線名は、市道中野岡山東1号線です。施工延長 280mであり、整備内容としまして『歩道幅員の確保と視覚障がい者誘導用ブロックの敷設』となっております。

現状と致しまして一部は施工済みとなっておりますが、未施工部の施工時期として歩道幅員の確保は令和13年度以降、誘導用ブロックの敷設は令和 13 年度までの整備予定にて検討しております。

課題ですが、幅員の確保には用地の協力が必要となり、過去に協力を得られなかった経緯がございますので、用地買収や開発時の道路後退、寄付などの協力を得ることが出来れば工事着工に取り掛かれると考えております。

続きまして26ページをご覧ください。

路線名は、市道中野1号線です。施工延長は 180mであり、整備内容としまして『歩道の整備』となっております。

現状と致しまして当路線は未施工となっております、施工時期に関しまし

ては令和 13 年度以降の整備予定にて検討しております。

課題ですが、現在一級河川の清滝川の上を歩道として利用しているが、歩道幅員を確保するには、流量を確保したうえで河川の暗渠化もしくは、張り出しの歩道改良が必要であるのと、一級河川であることから整備するにはハードルが高いと考えております。また、他の手法として、路線の北側において用地協力をしていただく方法がありますが、先ほどの路線と同様に用地買収等で協力を得られれば、工事着工に取り掛かれると考えております。

次に37ページをご覧ください。

路線名は、南野5丁目6号線です。施工延長は 150mであり、整備内容としまして『歩道の整備』となっております。

現状と致しまして当路線においても未施工となっており、施工時期に関しましては令和 13 年度以降の整備予定にて検討しております。

課題ですが、現在施設再編により教育文化センターの移設、旧南中学校に多機能型体育館の整備が検討されているため、整備の必要性も含めて検討が必要であると考えております。

説明を省略しました路線に関しましては、お時間のある際に目を通して頂ければと思います。市道に関しては以上となります

田中会長 ありがとうございます。次に大阪国道事務所 高松委員はご欠席のため、事務局から説明をお願いします。

事務局 最初に『国道163号線』についてですが、施工延長は約 230mであり、整備内容としまして『視覚障がい者誘導用ブロックの敷設』となっております。現状と致しましてはバス停から交差点部などの一部におきましては施工済となっておりますが、そのほかの箇所におきましては未施工であります。施工時期に関しましても現在のところ未定となっております。

次に同じ路線となりますが『国道 163 号線』の国道旧 170 号との交差点部について。整備内容としまして『視覚障がい者誘導用ブロックの敷設』となっております。現状と致しましてはこちらも一部におきましては施工済となっておりますが、市道との接合箇所におきましては未施工であります。施工する際は四條畷市と協議をし、整備していきたいと考えております。また施工時期に関しましては現在のところ未定となっております。

国道に関しては以上となります。

だいた 9.5mのうちの歩道が 2.5mで片側というのは、基本設計の状態では片側ということですよ。

柳川委員 東側か西側かどちらにしていこうかというのは、地域の要望ももちろんですが、どちらの方が重要性があるかというのを考えながらで、どうしても用地買収がかなわないとこであれば即効性を考慮して優先順位を変えていかないといけない、ただその時は道路を横断していかないといけないので、どういうルート通ってというのはやはり皆さんと相談しながらになるので、難しいところではございます。今の 5mでは、そもそも両側の車道幅員ですらとれていない状況ですので、そこも確保しつつ、片側歩道というのが今後の整備内容になっています。

田中会長 ありがとうございます。ぜひ、拡張できたらこれだけよくなるという絵を見せていただきながら、いいところになるというのをアピールして、整備を進めていただければと思います。

他、何かございますでしょうか。関連しても、これ以外のことでも結構ですが、よろしいでしょうか。

では次に交通安全特定事業について、四條畷警察署 勝島委員から説明をお願いします。

勝島委員 四條畷警察署交通課長 勝島といいます。

4 番目の特定事業についてご説明させていただきます。

上から二つは、音響信号の設置並びに時間の延長ボタンの関係なのですが、四條畷市内におきまして、ちょっと前から音響信号、青色信号時間延長ボタン等が整備されている交差点がありますが、まだ未設置の場所が相当あります。未設置の場所につきましては、音響信号につきましては音響を出すとか、多々問題がございまして、地域住民との調整等必要となります。今後、必要な調整を行いながらですね、設置の可否等も検討して、継続して実施していきたいと思っております。

その下の取締りの関係、並びに広報啓発関係につきましては、今後とも順次進めております。毎年やっておりますが、安全運動期間等につきましては、集中的に広報啓発活動やっておりますので、その点で続けていきたいなと思っております。

以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。ただいまの交通安全特定事業の説明につい

て、ご質問やご意見等ありますでしょうか。

田中会長 調整というのは、設置するかどうかというのと、時間の延長とか、長さの変更とかっていうのも入ってくるのでしょうか。

勝島委員 一応音響信号で音が出るということは、地域住民の方からいろいろな意見がありまして、夜遅くまでできるかどうかとか、それが終わった後に交通事故起きたらどうなるかななどもございますので、その辺の調整とか、また府下全体を見まして、実施するかどうか検討していきたいと思っております。

田中会長 ありがとうございます。次に教育啓発特定事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局 教育啓発特定事業につきまして、事務局のほうからご説明させていただきます。

特定事業として指定されております事業は、全部で4事業あり、基本的には、交通事業者様と四條畷市で実施していくものとなっております。

42 ページの表にありますとおり、各事業者様のほうで、それぞれ実施していただいております。引き続き取り組んでいただきたいと思いますと思っております。また、市のほうにつきましても、概ね実施しているところではあります。上段に記載されております「バリアフリー教室」につきましては、令和3年度から令和5年度は、新型コロナウイルスの影響により実施が困難な状況でありましたので、来年度以降の開催に向けて、教育委員会含め関係各所と調整しながら検討してまいります。

田中会長 ありがとうございます。ただいまの教育啓発特定事業の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。

田中会長 司会から質問よろしいですか。
もうすでに、ほぼ定期的には実施されているものが多いという、そういうふうな認識でよろしいですか。

事務局 はい、そうですね。
概ね実施はしているのですが、先ほども言った通りバリアフリーの

教室だけがコロナウイルスの影響のため今年まで実施が出来ておらず来年度以降から実施する予定とあります。

田中会長 はい。ありがとうございます。他に何かございますか。小寺委員、お願いします。

小寺委員 少し基本的なところを聞きたいのですが、本日の資料にはないのですが令和3年度に制定された四條畷市バリアフリー基本構想の2ページ3ページに概要と基本構想の位置付けのページがあり、この中にバリアフリー法と第6次四條畷市総合計画があります。それと、バリアフリー法に基づいて四條畷市バリアフリー基本構想を市で定めると書かれています。第6次四條畷市総合計画の中で主な関連計画で、都市計画のマスタープラン、なわてみんなの福祉プラン、これらは地域福祉計画とうたわれているものですね。他にも、なわて障がい者プランとか、なわて高齢者プラン、介護保険とか、高齢者施策の計画、これらをする人が横と連携とることによりバリアフリー化への取り組みが進められると思います。

 特定事業計画等による整備ということでハード面は主にやっていただいたところだと思いますが、このソフト対策の展開である、心のバリアフリーの推進であるとか、バリアフリー情報提供の強化など、についてはそんなに中身はあまりないように感じました。

 心のバリアフリーについて、今、四條畷市の方では、いわゆるいろいろな取り組みが縦割りになっており、いろいろな問題を抱えているように思います。ニートの問題であるとか気配りの問題であるとか様々な個人的な課題を、今の既存の対策では難しいということで、いわゆる縦割りをなくした形で国が協力進めておられます。重層的支援体制整備事業という形で。今はどこも取り組んでおられて、枚方市とか交野市はかなり成功した形で作られています。私も会議でこれらの市に関わっているのですが、四條畷市でも作ることが出来ればと考えております。これは基本的には地域福祉計画であり、社会福祉協議会が作られている地域福祉活動計画と言われている地域福祉の活動と総論的な活動計画という2本柱になっています。その中でいわゆる縦割りをなくすということで、教育も含めて福祉とか保健などそういうところが、基本的な課題であり、どこでも同じなのですが行政的に縦割りになっている。そうすると、子供は子供、障害は障害、高齢は高齢。そういうような形で、いろんな多問題家族と言われている問題を抱えているご家族

であるとか、個人の方がどこに相談に行ったらいいのか分からないといった問題が発生します。そういった窓口を分かりやすくする体制整備を図っていくということが、今の四條畷市の直近の課題になっていると思いました。

ですから、そういうところで心のバリアフリーをどう進めていくかというところも、コミットしながら考えていく必要があるように思います。また障害者の情報がかなり今遮断されていて、いわゆる情報が全然入ってこないというような状況になっています。障害者の情報を獲得する、そういうアクセスを確保していこうという趣旨の法律が昨年できているのです。それは ICT を用いるということも中心になっていくのだと思うのですが、そういったところで情報はきちんと相手方に伝えられて、障害等の高齢者の方も同じように届けられて社会参加ができるようなのをめざしています。いわゆるそういったところにも結びつけていこうという『障がい者アクセシビリティ』というような法律が昨年施行されています。ですからそういったところも含めて、障害者の方が社会参加できるような、高齢者の方も含めて社会参加ができるような取り組みが、バリアフリー化に繋がっていくと情報のバリアをなくしていこうということになるのです。そういう新たな課題がかなり出てきているのですよね。

そうするとですね、この 3 ページのですね、基本構想の位置付けの中で、バリアフリー化への取り組みが今かなり特定事業計画等による整備においてハードはかなり進んでいると思うのです。ただ、今のソフト面の展開がいかにか停滞しているのかなという印象があるのです。それらを両方進めていくというスタンスでこの計画は、修正するべきかという大きな課題になりますけどもいかがでしょうか。

田中会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

事務局 問題提起ありがとうございます。確かにちょっと心のバリアフリーというところで、教育・啓発というところがあまり進んでいないのかなと。啓発については、サインやポスターとかそういったもの、特に公共施設に対してこういった情報発信をするというところで位置づけしているところでは。

あとは正しい教育です。正しい知識を正しく継承していくという意味で教育というところを位置づけをしております。おっしゃられるように行政でちょっと縦割りっていう言い方もあるのですが、一方では役割

分担という形でもあるとは思いますが。

ただおっしゃられるように横の連携っていうところは必要だとは思いますが、その横の連携をしながら進めていきたいと思うのですが、それを受けて見直していうところになってくると、障害であるとか高齢であるとかの施策全体をそちらの方と協議しながら、このバリアフリー基本構想にそこまで乗っけてしまうのか。

それとも、バリアフリー基本構想とその他の計画と連携しながらやっていくっていう形で、この表に書いているような形で横並びに位置づけるのか、そういったやり方等があると思いますので、そこは5年に1回の中間的な見直しで効果検証を図るということになっております。

それが令和7年度になりますので、来年度にそういった観点も含めて検討しながら、7年度に部分的に改訂するのかそれとも根本的に改訂するのかっていうところを、また議論させて頂ければと思います、以上です。

田中会長 ありがとうございます。

小寺委員 その辺りで問題意識持っていただいたというのはかなり感謝しております。ただしですね、この個別計画にいわゆる地域福祉計画であるとか障害者プランであるとか、高齢者計画で介護保険等の計画に関しては、今年度この見直しがかかっております。それで来年度からお願いというのはこれからの実施計画なのですが、いわゆる介護ならどれだけの介護ニーズがあるのかということで見合った施設であるとか在宅のサービスを充実させていくというような計画になります。

それが3年ごとで作っているのではちょうど時期になると思います。だから、先ほど言いました重層的な相談支援体制というのは、これの中に含まれるのですけども、この地域福祉計画というのがいわゆる個別計画の上に位置付けされる。そういう計画なのです。それにいろいろ個別計画、高齢者なら高齢者、障がい者なら障がい者、子供なら子供の計画はそれを見ながら計画を作成します。そういう計画となっているので特に今日ご出席の中期計画に、担当課の課長さんにもその辺をお聞きしたいなと思います。それからすでに個別にやっていくということは、かなり有効な手かなと思うのですが、その時期の問題はどういった予定なのかも教えて頂きたいです。

阪上委員 すいません。補足になります。地域福祉計画について計画期間は5年ということになっておりました、今年度改定の予定で次は5年後という形になっております。合わせて社協さんの地域福祉活動計画も今年度改定する予定でございます。こういった状況ですのでさまざまな計画があると思うのですが、情報共有しながら、連携取れるところは連携しながら進めて参りたいと考えております。

小寺委員 はい。ありがとうございます。そういう形で個別に突き合わせしていわゆる実のある計画になって欲しいです。ですからその辺よくご覧いただいて、検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

田中会長 どうもありがとうございます。何か関連してございますか。濱野委員、よろしくお願いします。

濱野委員 教育啓発事業についてですが、バリアフリー教室に注目して質問といえますか意見要望という形で述べさせていただきたいと思えます。先ほど道路整備とか点字ブロック整備。交通安全の方でおっしゃって頂いた啓発活動と重なる部分があるのですけれどもその点字ブロック上へ整備するという点字ブロック上での立ちどまり或いは、自転車駐輪ですとかそういったことにつきましては教室等で、老若男女問わず、そういった道路整備に重なってまだ啓発を進めていくということを要望という形で述べさせていただきたく思えます。

田中会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。守屋委員よろしくお願いします。

守屋委員 視覚障害者の方がバリアフリートイレに入ったら、場所によって水を流すボタンの位置が違ふことがあります。すごく困るということでするので統一することはできないのでしょうか。

事務局 トイレの形状であるとか、大きさとかによって配置が変わってくるものが多分あると思えますので、その施設で最適なプランを立てて検討していることですので統一はちょっと難しいかなと思えます。

守屋委員 分かりました。

田中会長 はい、ありがとうございます。しかし基本的には、現在統一の基準ができておりますので、その基準に沿って、ゆくゆくはあちこち修正されることになっていくのではないかと思います。

事務局 手すりの場所であるとか、手すりからどれほどの位置にボタンを設けるなどそういった基準はあったように思います。

田中会長 ありがとうございます。他に意見ありますでしょうか。

事務局 先ほどいただいたご要望ということでおっしゃる通りかと思えます。先ほども少し申し上げましたが、やはり正しい知識を使われる方のマナーが並行して進まないといくらハード整備したところで、宝の持ち腐れといえますか機能が発揮できないと思えますので、そういったところを意識しながら、啓発活動とバリアフリー教室をどのように進めていくかということはまだ検討中で、そういった観点を含みましてどのように進めて行くかを考えていきたいと思えます。

田中会長 他はいかがでしょうか。はい。お願いします。

秀坂委員 大阪府建築環境課の秀坂と申します。基本構想の中身にある特定事業は順次進められているということで、行政と民間の方で連携してやっていただければこの地域がきっとバリアフリーが推進されるのかなと思いました。

2点ほどちょっとお伝えしたいことがありまして、1点目がソフト面のお話なのですが、やはり障がい当事者の方が求めているものの中に情報提供がございまして、町のバリアフリー化の状況であるとか施設の中のトイレの状況とか、そのバリアフリー化がなされているのかということが事前にわかれば、お出かけがしやすいという声をよくお聞きします。地域によってはバリアフリーマップを作成されている市町村もございまして、ぜひとも現在ハード面的に進んでいるところもありますので、そういった情報を積極的に公表するようなバリアフリーマップの導入もぜひご検討いただければと思っております。

2点目ですが特定事業のご説明の中で市の体育館を建築される予定があるということをお話していたと思うのですが、そういっ

た市の施設をつられる時に障がい当事者の方のご意見を是非とも取り入れるような機会を設けて頂ければと思っております。施工が終わった段階でお見せするとどうしても変更できないことも多いかと思しますので、できれば基本計画、基本設計の早い段階で一度こういう形で施工しようと考えておりますと障がい者などの当事者に投げかけて頂けると、色んなご意見を頂けますし、もちろんすべてを反映させるかは市の予算の都合などもあると思いますがどうしてもなくなってからお見せするよりは、事前に見て頂けると対応できることも多々あると思しますので、是非ともそれをご検討いただければと思っております。以上です。

田中会長 どうもありがとうございます。事務局の方から何かございますか。

事務局 1 点目のちょっとバリアフリーマップについては検討させていただきたいと思えます。しかし今の段階で、できるかできないかという判断はできかねますのでご了承いただきたいと思えます。

もう 1 点目の体育館の建設にあたってということですけど、こちらの方もちょっと進める部局がまた違う部局になりますので、ただ先ほどありましたように横の連携っていうところは大切にしていこうかと思えます。こういったご意見があったことを踏まえて、進めていく部局にはお伝えして推進してもらうように要望はしていきたいと考えております。以上です。

田中会長 どうもありがとうございます。他はいかがでしょうか。

阪上委員 先ほど点字ブロックの話ありましたので少し補足だけ、5 ページの福祉コミュニティーセンターの配置図の方の写真があるのですがこちらもちょっと見にくいのですがそこは現在シール等で対応して応急でやっております。

田中会長 はい。ありがとうございます。他、何かございますか。

他市では教育啓発特定事業がかなり定期的に実施されているということで、小寺先生の方からお話をいただきました。ソフト面がかなり進んでいるということでこのところで、心のバリアフリーでありますとか、情報のバリアをなくすっていうのがすごくやりやすいので

はないかというご指摘なのかと思います。心のバリアをなくすというのは横の連携というところで、この実のある実施の計画の中にバリアフリーマップというお話をいただきましたので、そういった面で協議されて、何かできることをできたらいいかなという風に思いました。他にこの件で何かございますか。

田中会長 ないようですので、次にその他事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他の事業につきまして、事務局のほうからご説明させていただきます。

今回は特定事業以外の事業のなかでも整備時期の区分として『短期(おおむね5年以内)』と指定しております事業について発表させて頂きたいと思っております。

最初に公共交通におきましては表のとおりとなっております。いずれも未着手とはなっておりますが、これからも交通事業様と調整を重ね前向きに検討していただければと考えております。

次に建築物について。表にありますとおり各事業者様でそれぞれ実施していただいております。また大半の事業に関しましては 2026 年までに施工完了の見込みがあり、一部ではありますが施工完了している箇所もあります。未着手の事業に関しましても引き続き取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に都市公園について。こちらは蜻蛉池公園の通路障害物の撤去のみとなりますが、現在障害物を撤去すると車両が侵入するおそれがあることため現在はバリアフリー基準を加味したうえで検討中となっております。

最後に道路について。表にありますとおり、現在は未着手となっておりますが、一部に関しては 2026 年までに施工完了見込みがございます。また河川管理者や大阪府との協議が必要な箇所もあるため、こちらに関しても調整を行いながら引き続き取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

田中会長 ありがとうございます。ただいまのその他事業の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。

田中会長 特定事業とその他事業について事務局から何かありますでしょうか。

事務局 特定事業及びその他の事業の進捗状況をご報告させていただきましたが、御覧のとおり、一部着手しているものもありますが、ほとんどの事業で未着手の状況です。

今回、各施設管理者様に作成いただきました特定事業計画をもとに、未着手の事業につきましては、優先的に実施していただきますようお願いするとともに、着手済みの事業においても、引き続き計画的に取り組んでいただけるよう進捗管理に努めていきたいと考えております。

また、今後の進め方としてですが、本日の協議会の流れのように事業計画の進捗状況等をご説明させていただく形でご承認いただければと思います。

田中会長 よろしいでしょうか。そうしましたら、この議題(1)について『承認する』ということでご異議ありませんでしょうか？

「異議なし」の声

田中会長 ありがとうございます。それでは最後に議題(2)その他について何かありますでしょうか。

田中会長 それでは、予定されていた議事はこれで全て終了となります。円滑な議事の進行に、ご協力いただきありがとうございました。それでは、これで司会を事務局にお返しいたします。

事務局 <事務連絡>

午前 11 時 30 分閉会